

平成 30 年 10 月 4 日

西宮市議会議長

町田 博喜 様

議会運営の課題に関する検討会議

座長 山田 ますと

議会運営の課題に関する検討会議 会議結果報告(中間報告)

本検討会議における下記の課題事項について、議会運営の課題に関する検討会議設置要綱第 2 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

記

1 課題事項（結果報告）

①西宮市議会 B C P（業務継続計画）について

以 上

西宮市議会BCP（業務継続計画）について

1 検討の内容

平成29年7月7日から30年6月6日まで設置されていた検討会議において協議された「西宮市議会BCP（業務継続計画）」（以下「議会BCP」という。）及び「発災時の議会行動マニュアル」（以下「議会行動マニュアル」という。）について、その結論として30年6月15日の議会運営委員会で一旦策定することが確認されました。議会BCP及び議会行動マニュアルについては、更に議論を深め、議会の機能を回復するための行動や様々な災害を想定した行動などを検討しておく必要があることから、30年8月1日に再度、検討会議が設置され、引き続き協議を行ったものです。

2 協議の概要

（1）議会BCPの見直しについて

議会BCPに記載しておくべき事項として、委員から、「平時は、議長も議員の一人であり、他の議員の理解を得て物事を進める側面があるが、災害時には議長が調整役といった位置づけでは対応できないため、議長の権限について考える必要がある。」「市の災害対応の足を引っ張ってはいけないが、専決処分など市の緊急対応にどう関わっていくかを記述すべき。」などの意見が出され、災害時における議長の権限強化、市長と密接に協議を行うことなどを盛り込むための検討を行いました。

また、座長からの提案により、市が西宮市災害対策本部を設置し、全職員配備体制をとった場合以外に、議会BCPの適用が必要となる場合について、検討を行いました。

（2）議会行動マニュアルの見直しについて

災害の種別によっても議会の取るべき行動は異なることから、先に確認された議会行動マニュアルは、主に地震の場合を想定した内容であるため「地震編」とし、その内容を見直すこととなりました。

委員から、「議会行動マニュアルは、議場（議会棟）が使用不能、使用可能の場合に分けて作成されているが、議会棟が使えないとはどのような状態かを記載する必要がある。」「会議中における発災直後の怪我人等の救護等の動きについて記載する必要がある。」などの意見が出され、議会棟が使えないと認められる場合を明示し、会議中における発災直後の議会の動き、議員の行動などを見直すための検討を行いました。

3 協議の結果

上記のとおり協議を行った結果、本検討会議を経て、すでに策定された「議会BCP」及び「議会行動マニュアル」を、別紙1「西宮市議会BCP（業務継続計画）（見直し案）」及び別紙2「発災時の議会行動マニュアル（地震編）（見直し案）」として、改めて作成（前回のものを一部修正）しました。

平成30年9月20日の本検討会議で、本件は議了となりました。

西宮市議会BCP（業務継続計画）
（見直し案）

西宮市議会

西宮市議会では、阪神・淡路大震災での経験を活かし、平成 24 年 9 月に西宮市議会における災害発生時の対応要領（以下「要領」という。）を作成し、地震等の災害が発生したときに、果たすべき議会の役割を定めた。一方、東日本大震災では、庁舎が使用できなくなったことや、行政や議会が十分に機能しなかった等の事例があったことを踏まえ、具体的に議会、議員及び議会事務局の役割と行動を想定し、要領を更に発展させることにより、西宮市議会 B C P（業務継続計画）を策定したものである。なお、この西宮市議会 B C P は、議会の機能を回復するための行動や様々な災害を想定した行動などについて引き続き検討し、市の B C P や地域防災計画等との整合を図り、必要に応じて適宜見直すものである。

1 目的

西宮市議会（以下「議会」という。）は、阪神・淡路大震災という未曾有の大災害に遭遇したものであるとして、その際の体験及びそれを通じて得ることとなった知見を活かすとともに後世に伝える必要がある。

本市において、かつて経験したような大災害が発生したときには、議会は市と連携し、災害対策活動を支援しなければならない。また、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として迅速な意思決定と多様な住民ニーズを反映し、議員自らの迅速かつ適切な対応を図らねばならない。

この西宮市議会BCP（業務継続計画）（以下「BCP」という。）では、そのために必要となる執行体制と資源の確保及び議員の行動基準などを定める。

2 議会の役割

議会は、西宮市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置する災害が発生した場合、応急・復旧・復興に向け、必要な議案を速やかに審議する。

また、市民の意見、要望等を踏まえ、市の行う応急・復旧・復興活動が迅速に進むよう、議会として提言・提案を行う。

3 災害対応組織

（1）本部の目的

本部の目的は、次に掲げるとおりとする。

- ア 西宮市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）の応急活動等が迅速に実施されるよう、本部は、議員から報告された地域の被災状況の情報を市対策本部に提供する。また、市対策本部からの災害情報は本部役員を通じて議員に伝達する。ただし、無所属議員のうち年長議員は、無所属議員間の連絡役の代表者を務める。
- イ 本部は、地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、調整を行い、市対策本部に対して提案、提言、要望等を行う。また、市対策本部と連携・協力し、国及び兵庫県等に対して、要望等を行う。

（2）本部の設置

本部は、次に掲げる場合、議長が設置することができる。

- ア 自然災害等の発生により、市が市対策本部を設置し、全職員配備体制をとった場合。なお、風水害の基準は、水防指令第3号（大規模な風水害）、地震等（風水害を除く）の基準は防災指令第3号（市内で震度6強以上の地震など）の発令基準に相当するものとする。
- イ 武力攻撃事態等につながる事案が発生又は事態認定が行われ、市が国民保護警戒本部又は国民保護対策本部を設置し、全職員配備体制をとった場合
- ウ 危機事案（新型インフルエンザ等を含む）が発生し、市が危機管理計画に定める危機対策本部を設置した場合。なお、危機事案の基準は、西宮市危機管理計画に定める危機レベルの設定のうち、「レベル3（甚大な規模の危機）」（3段階中の最高レベル）の定義に相当するものとする。
- エ その他、議会棟の使用や議員の参集など、議会の機能に重大な影響を及ぼすと議

長が認める場合

(3) 本部の組織

本部の組織は、次に掲げるとおりとする。

- ア 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。
- イ 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- ウ 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、議長に事故あるときは、本部長の職に就く。この場合、本部長となる副議長は、副本部長を指名することができる。
- エ 議長及び副議長ともに事故あるときは、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、建設常任委員会委員長の順に本部長の職に就く。この場合、本部長となる議員は、副本部長を指名することができる。
- オ 本部役員は、各会派の代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。
- カ 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除くすべての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。
- キ その他、必要な事項は、本部長が別に定める。

(4) 本部の事務

本部の事務は、次に掲げるとおりとする。

- ア 本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員及び関係者にその旨を周知する。
- イ 本部は、本部員の安否等の確認を行う。
- ウ 本部は、市対策本部から災害情報の報告を受け、本部員に情報提供を行う。
- エ 本部は、本部員からの情報を把握し、市対策本部に提供する。
- オ 本部は、必要に応じて被災地及び避難所等の調査を行い、調査から得た情報を市対策本部に提供する。
- カ 本部は、議会機能の早期回復のため、必要な協議を行う。
- キ 本部は、必要に応じて国及び兵庫県等への要望を行う。
- ク 本部は、市対策本部から本部としての判断を求められた場合、本部長、副本部長及び本部役員が協議の上、対処する。
- ケ 本部長は、副本部長及び本部役員との協議により本部員の参集を求める。
- コ その他、本部長が必要と認める事務を行う。

(5) 本部員の役割

- ア 本部員は、自らの安否及び居所または連絡場所その他を本部に報告し、本部からの参集指示があった場合、これを最優先として速やかに対応できるように、連絡態勢を常時確保しておくとともに、本部より情報の提供を受ける。
- イ 本部員は、あらゆる手段（緊急告知ラジオ等）により、地域活動等を通じて、被災地及び避難所等での災害情報の入手に積極的に努め、それを本部に報告する。

またその真偽について慎重に判断するように努める。

- ウ 本部員は、本部からの参集指示があるまでは、地域の一員として、市民の安全確保と応急対応など、被災地及び避難所等地域における諸活動に積極的に従事・協力する。
- エ 本部員は、本部が設置されたときは、上記に関わらず本部員として本部長の指示に従う。

(6) 市対策本部との関係

- ア 議員は、市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言並びに災害に関する問い合わせについては、本部を通じて行うものとし、市対策本部に直接連絡しないものとする。
- イ 本部長は、市長と密接に協議を行うものとし、本会議・委員会の早期開催に努める。

(7) 参集・連絡方法

- ア 本部を設置するような災害が発生した場合は、発災後3時間以内に議長及び副議長は、議会棟若しくはあらかじめ定めた場所に参集するよう努める。
- イ 安否確認等の連絡手段として携帯情報端末（タブレット、スマートフォン）や電話が使用できない場合、議員は、発災3日目の午前10時までに本部に安否を知らせるよう努める。

(8) 議会事務局の対応

議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- ア 事務局職員は、自身やその家族の被災などによる場合を除き、災害発生後、速やかに登庁するものとする。
- イ 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部への情報提供を行う。
- ウ 事務局職員は、本部及び市対策本部の業務に従事する。

4 発災時の対応

本BCPを適用する災害が発生した際の各段階における議会、議員及び議会事務局は、別添「発災時の議会行動マニュアル（地震編）」に基づいて、適切に対応するものとする。

5 業務継続マネジメントの推進

本BCPについては、想定すべき災害や災害対策に係る法令等の改正などに対応するため、次に掲げる内容について検討するほか、適宜必要な見直しを行う。

- (1) 災害等により議会棟が使用できない状況を考慮し、仮の参集場所として、六湛寺公園他複数箇所の設定
- (2) 発災時に議会が最低限機能するための備蓄物品等についての準備
- (3) 防災訓練・研修などの実施により得られた情報や課題等の反映

発災時の議会行動マニュアル（地震編）
（見直し案）

■発災時の議会行動マニュアル(地震編)

| 会議中 | | | |
|---|--|---|---|
| 議場(議会棟)が使用不能 | | | |
| | 議会の動き | 議員の動き | 議会事務局の動き |
| 当 発 災 日 3 時 間 | <p>【発災直後】</p> <p>①地震⇒「自身の命を守る行動をとる」</p> <p>②暫時休憩を宣告</p> <p>③緊急避難(六湛寺公園等)</p> <p>④六湛寺公園等に移動(禁足) ⇒市対策本部設置のため待機</p> | <p>①自身の命を守る行動をとる(必要に応じて人命救助に当たる)</p> <p>②緊急避難(六湛寺公園等)し、その場で待機</p> | <p>【発災直後】</p> <p>・けが人発生⇒応急措置、119番</p> <p>・傍聴人等の避難誘導</p> <p>・備蓄品、必要物品の持ち出し(可能な場合)</p> <p>○六湛寺公園等に移動し、議員・職員の安否確認・被災状況等の収集</p> |
| 当 日 4 時 間 | <p>【初期対応後、六湛寺公園等に参集】</p> <p>⑤本部設置</p> <p>・当日の残りの議事日程の実施判断</p> <p>・会期中の会議の実施判断 ⇒議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、本会議又は委員会は原則8日目以降に延期</p> | <p>③本部役員は本部役員会議で協議</p> | <p>○事務局長は市対策本部に出席し、全市の被災状況その他の情報を収集するとともに、事務局職員を統率。</p> <p>○職員は、事務局長と本部担当(2名を想定)を除き、災対議会局として人命救助活動に従事。</p> |
| 当 日 2 時 間 | <p>【本部役員会議終了後】</p> <p>⑥本会議を再開 散会(当日残りの議事を済ませる)又は延会する。 ※理事者は最小限となることを了承。 ※市長等が出席できない場合や再開の判断がつかない場合は、本会議を再開せず、流会扱いとすることも可能。</p> <p>⑦本部役員、本部員は解散</p> | <p>④会議に参加(六湛寺公園等)</p> <p>⑤今後の連絡方法を事務局に伝達</p> <p>⑥解散</p> <p>⑦地元での情報収集・避難者支援等に従事</p> | <p>○本部役員会議終了後、職員家族の安否確認を指示。</p> <p>○翌日以降のローテーションを考慮し一部職員は帰宅。</p> <p>○人命救助活動に従事</p> <p>○翌日以降の本部設置場所を当局と調整。</p> |
| 2 後 7 3 2 日 目 (発 災 時 間) | <p>【本部役員会議開催】</p> <p>・議会棟被害状況確認</p> <p>・本会議又は委員会開催可能な場所の確認</p> <p>・議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、会議は原則8日目以降とすることを確認</p> | <p>○本部役員は本部役員会議に参加</p> <p>○本部役員以外の議員は地元での活動に従事し、情報を適宜、本部へ連絡</p> | <p>○議会棟の被害状況の把握</p> <p>○本会議又は委員会開催可能な場所の調査、機器等の確保</p> <p>○本部業務に従事</p> <p>○人命救助活動に従事</p> |
| 4 日 目 1 週 間 | <p>【本部役員会議開催】</p> <p>・本会議又は委員会開催可能な場所の確認</p> | <p>○本部役員は本部役員会議に参加</p> <p>○本部役員以外の議員は地元での活動に従事し、情報を適宜、本部へ連絡</p> <p>○議会の動きに合わせて会議場所に参集</p> | <p>○本会議又は委員会開催可能な場所の調査、機器等の確保</p> <p>○本部業務に従事</p> <p>○災対議会局の防災活動に交替で従事</p> <p>【事務局機能の回復】</p> <p>・議決証明書の発行</p> |
| 8 日 目 以 降 | <p>【会議開催の調整】</p> <p>①議会運営委員会を開催</p> <p>・本会議、臨時会の開催日程を調整。</p> <p>・閉会中の委員会の開催判断</p> <p>②本会議を開催</p> <p>・会期中の残りの議事を終わらせ閉会</p> | <p>○議会の動きに合わせて会議場所に参集</p> | <p>○本部業務に従事</p> <p>○議会の各種業務に従事</p> <p>○可能な体制で、引き続き防災活動に従事</p> |

■発災時の議会行動マニュアル(地震編)

| | 会議中 | | |
|-------------------------------|--|--|--|
| | 議場(議会棟)が使用可能 | | |
| | 議会の動き | 議員の動き | 議会事務局の動き |
| 当発 日災 3当 時日 間) | <p>【発災直後】</p> <p>①地震⇒「自身の命を守る行動をとる」</p> <p>②暫時休憩を宣告</p> <p>③緊急対応</p> <p>④議員は控室待機(禁足) ※揺れが激しい場合は、六湛寺公園等に一時避難</p> | <p>①自身の命を守る行動をとる(必要に応じて人命救助に当たる)</p> <p>②緊急避難(六湛寺公園等)。</p> <p>③議会棟の安全確認後、控室で待機</p> | <p>【発災直後】</p> <p>・けが人発生⇒応急措置、119番</p> <p>・傍聴人等の避難誘導</p> <p>○議会棟の被害状況を確認し、議員・職員の安否確認・被災状況等の収集。</p> |
| 当日 4時 間) | <p>【初期対応後】</p> <p>⑤本部設置</p> <p>・当日の残りの議事日程の実施判断</p> <p>・会期中の会議の実施判断 ⇒議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、本会議又は委員会は原則4日目以降に延期</p> | <p>④本部役員は本部役員会議で協議</p> | <p>○事務局長は市対策本部に出席し、全市の被災状況その他の情報を収集するとともに、事務局職員を統率。</p> <p>○職員は、事務局長と本部担当(2名を想定)と会議が開催される場合の担当職員を除き、災対議会局として人命救助活動に従事。</p> |
| | 当日 2時 間 | <p>【本部役員会議終了後】</p> <p>⑥本会議を再開 散会(当日残りの議事を済ませる)又は延会する。 ※理事者は最小限となることを了承。 ※市長等が出席できない場合や再開の判断がつかない場合は、本会議を再開せず、流会扱いとすることも可能。</p> <p>⑦本部役員、本部員は解散</p> | <p>⑤会議に参加</p> <p>⑥今後の連絡方法を事務局に伝達</p> <p>⑦解散</p> <p>⑧地元での情報収集・避難者支援等に従事</p> |
| 2 後) | <p>【本部役員会議開催】</p> | <p>○本部役員は本部役員会議に参加</p> <p>○本部役員以外の議員は地元での活動に従事し、情報を適宜、本部へ連絡</p> | <p>○本部業務に従事</p> <p>○市災対業務に従事</p> <p>○人命救助活動に従事</p> |
| 7 3 2日 時目 (発 災 | <p>【本部役員会議開催】</p> <p>【会議開催の調整】</p> <p>①議会運営委員会を開催</p> <p>・本会議、臨時会の開催日程を調整</p> <p>・閉会中の委員会の開催判断</p> <p>②本会議を開催</p> <p>・会期中の残りの議事を終わらせ閉会</p> | <p>○本部役員は本部役員会議に参加</p> <p>○本部役員以外の議員は地元での活動に従事し、情報を適宜、本部へ連絡</p> <p>○議会の動きに合わせて会議場所に参集</p> | <p>○本部業務に従事</p> <p>○災対議会局の防災活動に交替で従事</p> <p>【事務局機能の回復】</p> <p>・議決証明書の発行</p> |
| 4 日 目 | | | |
| 1 週 間 | | | |
| 8 日 目 以 降 | | <p>○議会の動きに合わせて会議場所に参集</p> | <p>○本部業務に従事</p> <p>○議会の各種業務に従事</p> <p>○可能な体制で、引き続き防災活動に従事</p> |

■発災時の議会行動マニュアル(地震編)

| 会議中以外(会期中の休会日、閉会中) | | | |
|-----------------------|--|---|--|
| 議場(議会棟)が使用不能 | | | |
| | 議会の動き | 議員の動き | 議会事務局の動き |
| 発災当日 3時以降 | | ① 安全を確保 ② 安否を事務局へ連絡 (発災後1時間は職員参集のタイムラグがあることを考慮) ・メールまたは電話で発災2日目の午前中までに連絡する 正副議長は安全確認後、六湛寺公園等の指定場所に参集 | ○自身と周辺の安全を確保した上で登庁。 (夜間・休日は発災後、1時間以内に登庁可能な職員を18名中、5名と想定) ○登庁した職員は、六湛寺公園等で議員及び職員の安否確認・被災状況等の収集。 |
| 当日4時以降 当日24時間 | | | ○登庁した職員のうち、最上位の者が市対策本部に出席し、全市の被災状況その他の情報を収集し、事務局職員を統率。 ○登庁した職員は、本部に出席する職員と連絡要員(計3名を想定)を除き、災対議会局として人命救助活動に従事。 ○議員及び職員の安否確認 |
| | 【翌日に会議が開催予定の場合】 議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、翌日の本会議又は委員会を延期(代替日未定) | | |
| 2日後 7月3日(発災) 2時 | 【本部役員会議設置】 ・議会棟被害状況確認 ・本会議又は委員会開催可能な場所の確認 ・議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、会議は原則8日目以降とすることを確認 | ○本部役員は参集 ○役員以外の議員は地元での活動に従事 ●2日目の午前中までに電話・メールなどで安否連絡ができない場合は徒歩で六湛寺公園等へ連絡に来る。連絡のない議員は事故のあったものとして扱う | (登庁可能な職員を10名と想定) ○登庁した職員は、すでに本部業務に従事中の職員と連携し、安否確認等の業務に従事。 ○本部長の指示を受け、本部の設置準備を行う。設置場所については、当局と調整。 |
| 4日目 1週間 | 【本部役員会議開催】 ・本会議又は委員会開催可能な場所の確認 | ○本部役員は参集 ○役員以外の議員は地元での活動に従事 ●2日目の午前中までに電話・メールなどで安否連絡ができない場合は徒歩で六湛寺公園等へ連絡に来る。連絡のない議員は事故のあったものとして扱う ○議会の動きに合わせて会議場所に参集 | (登庁可能な職員を14名と想定) ○本会議又は委員会開催可能な場所の調査、機器等の確保 【事務局機能の回復】 ○議決証明書の発行 ○本部に5名あて、安否・被害状況を取りまとめ、報告。 ○災対議会局の防災活動に4名あて、交替で従事。 |
| 8日目以降 | 【会議開催の調整】 ①議会運営委員会を開催 ・本会議、臨時会の開催日程を調整 ・閉会中の委員会の開催判断 ②本会議を開催 | ○議会の動きに合わせて会議場所に参集 | ○本部役員会議で、各種情報等を報告。 ○本部長の指示を受け、議会の各種業務に従事。 ○可能な人数で市防災活動に従事。 |

■ 発災時の議会行動マニュアル(地震編)

| 会議中以外(会期中の休会日、閉会中) | | | |
|--|--|---|---|
| 議場(議会棟)が使用可能 | | | |
| | 議会の動き | 議員の動き | 議会事務局の動き |
| 当 日 3 時 間 | | ① 安全を確保 ② 安否を事務局へ連絡 (発災後1時間は職員参集のタイムラグがあることを考慮) ・メールまたは電話で発災2日目の午前中までに連絡する | ○自身と周辺の安全を確保した上で登庁 (発災後、1時間以内に登庁可能な職員を18名中、5名と想定) ○登庁した職員は、庁舎の被害状況を確認し、議員及び職員の安否確認・被災状況等の収集。 |
| 当 日 4 時 間 ～ 当 日 2 4 時 間 | | | ○登庁した職員のうち、最上位の者が市対策本部に出席し、全市の被災状況その他の情報を収集し、事務局職員を統率。 ○登庁した職員は、本部に出席する職員と連絡要員(計3名を想定)を除き、災対議会局として人命救助活動に従事。 ○議員及び職員の安否確認 |
| | 【翌日に会議が開催予定の場合】 議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、翌日の本会議又は委員会を延期(代替日未定) | | |
| 2 後 7 3 2 日 目 ～ 発 災 | 【本部役員会議設置】 ・議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、会議は原則4日目以降とすることを確認 | ○本部役員は参集 ○役員以外の議員は地元での活動に従事 ●2日目の午前中までに電話・メールなどで安否連絡ができない場合は徒歩で六湛寺公園等へ連絡に来る。連絡のない議員は事故のあったものとして扱う | (登庁可能な職員を10名と想定) ○登庁した職員は、すでに本部業務に従事中の職員と連携し、安否確認等の業務に従事。 ○本部長の指示を受け、本部の設置準備を行う。 |
| 4 日 目 ～ 1 週 間 | 【本部役員会議開催】 【会議開催の調整】 ①議会運営委員会を開催 ・本会議、臨時会の開催日程を調整 ・閉会中の委員会の開催判断 ②本会議を開催 | ○本部役員は参集 ○役員以外の議員は地元での活動に従事 ●2日目の午前中までに電話・メールなどで安否連絡ができない場合は徒歩で六湛寺公園等へ連絡に来る。連絡のない議員は事故のあったものとして扱う ○議会の動きに合わせて会議場所に参集 | (登庁可能な職員を14名と想定) 【事務局機能の回復】 ○議決証明書の発行 ○本部に5名あて、安否・被害状況を取りまとめ、報告。 ○災対議会局の防災活動に4名あて、交替で従事。 |
| 8 日 目 以 降 | | ○議会の動きに合わせて会議場所に参集 | ○会議役員会議で、各種情報等を報告。 ○本部長の指示を受け、議会の各種業務に従事。 ○可能な人数で市防災活動に従事。 |

備考

【本部の運営】

- 会議内容は、原則、各本部役員がメモ等を取り、本部役員が同じ会派の本部員に伝達する。無所属議員に対しては、事務局が無所属の年長議員に伝達し、当該議員から他の無所属議員に伝達する。
- 録音は行うが、当面、会議録は作成しない。
- 次第書の作成は行わない。
- パソコン等の機器が使用できるようになるまでは、資料等の配付は行わない。

【議会事務局職員の指揮命令系統】

- 議会事務局長は、発災時において職員を指揮監督する。局長に事故があるときは、登庁した職員のうち最上位の職位の者がその職務を代行する。なお、最上位となる者が複数となる場合には、経験年数や年齢等を考慮して当面の指揮者を定める。

【本会議】

- 本会議場及び機器が復旧、人員体制が確保できるまでは、インターネット中継は行わない。
- 速記士の配置を省略し、録音データによる反訳で対応する。

【議会運営委員会】

- 録音は行うが、委員会記録の作成は事務局機能が概ね回復してからとなる。

【備蓄物品】

- 録音機器、ハンドマイク、乾電池など、会議開催に必要な最低限の機器は、災害時に持ち出しやすい状態にしておく。
- 屋外での本部会議を想定し、議会对応用テント(10人程度)を準備しておく。

【その他】

- 議員に配付しているタブレットを情報伝達手段として有効利用すること。
- 議員もしくは会派等としての政策提言は、必ず本部長に相談のうえ、対応を決めること。
- 発災時の議会行動マニュアル中、「会議中」とは、本会議、常任委員会等の開催中を想定しており、会議に出席している議員は会議中を参照し、会議に出席していない議員は、会議中以外を参照すること。
- 発災時の議会行動マニュアル中、「議場(議会棟)が使用不能」とは、次に掲げる事象のほか、議長が議場(議会棟)を使用できないと認めた場合とする。
 - ①議場の損壊により怪我人が発生した場合。
 - ②議会事務局執務室に損壊があった場合。
 - ③建築の専門技術者が、使用不可と診断した場合。
- 発災時の議会行動マニュアル中、「本部役員会議」とは、西宮市議会災害対策支援本部が開催する本部役員の出席する会議のことを指している。
- 「議場(議会棟)が使用不能」の場合における参集場所については、今後、仮の参集場所として、六湛寺公園他複数箇所を検討し、設定するものとする。

西宮市議会BCP（業務継続計画）の見直し（新旧対照表）

| 見直し案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(略)</p> <p>(2) 本部の設置</p> <p>本部は、次に掲げる場合、議長が設置することができる。</p> <p>ア 自然災害等の発生により、市が市対策本部を設置し、全職員配備体制をとった場合。なお、風水害の基準は、水防指令第3号（大規模な風水害）、地震等（風水害を除く）の基準は防災指令第3号（市内で震度6強以上の地震など）の発令基準に相当するものとする。</p> <p>イ 武力攻撃事態等につながる事案が発生又は事態認定が行われ、市が国民保護警戒本部又は国民保護対策本部を設置し、全職員配備体制をとった場合</p> <p>ウ 危機事案（新型インフルエンザ等を含む）が発生し、市が危機管理計画に定める危機対策本部を設置した場合。なお、危機事案の基準は、西宮市危機管理計画に定める危機レベルの設定のうち、「レベル3（甚大な規模の危機）」（3段階中の最高レベル）の定義に相当するものとする。</p> <p><u>エ その他、議会棟の使用や議員の参集など、議会の機能に重大な影響を及ぼすと議長が認める場合</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p>(略)</p> <p>(2) 本部の設置</p> <p>本部は、次に掲げる場合、議長が設置することができる。</p> <p>ア 自然災害等の発生により、市が市対策本部を設置し、全職員配備体制をとった場合。なお、風水害の基準は、水防指令第3号（大規模な風水害）、地震等（風水害を除く）の基準は防災指令第3号（市内で震度6強以上の地震など）の発令基準に相当するものとする。</p> <p>イ 武力攻撃事態等につながる事案が発生又は事態認定が行われ、市が国民保護警戒本部又は国民保護対策本部を設置し、全職員配備体制をとった場合</p> <p>ウ 危機事案（新型インフルエンザ等を含む）が発生し、市が危機管理計画に定める危機対策本部を設置した場合。なお、危機事案の基準は、西宮市危機管理計画に定める危機レベルの設定のうち、「レベル3（甚大な規模の危機）」（3段階中の最高レベル）の定義に相当するものとする。</p> <p><u>エ その他、議長が本BCPの適用を必要と認める場合</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |

| 見直し案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(5) 本部員の役割</p> <p>ア 本部員は、自らの安否及び居所または連絡場所その他を本部に報告し、本部からの参集指示があった場合、これを最優先として速やかに対応できるように、連絡態勢を常時確保しておくとともに、本部より情報の提供を受ける。</p> <p>イ 本部員は、あらゆる手段（緊急告知ラジオ等）により、地域活動等を通じて、被災地及び避難所等での災害情報の入手に積極的に努め、それを本部に報告する。またその真偽について慎重に判断するように努める。</p> <p>ウ 本部員は、本部からの参集指示があるまでは、地域の一員として、市民の安全確保と応急対応など、被災地及び避難所等地域における諸活動に積極的に従事・協力する。</p> <p>エ 本部員は、本部が設置されたときは、上記に関わらず本部員として<u>本部長</u>の指示に従う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(6) 市対策本部との関係</p> <p><u>ア</u> 議員は、市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言並びに災害に関する問い合わせについては、本部を通じて行うものとし、市対策本部に直接連絡しないものとする。</p> <p><u>イ</u> 本部長は、市長と密接に協議を行うものとし、本会議・委員会の早期開催に努める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p>(5) 本部員の役割</p> <p>ア 本部員は、自らの安否及び居所または連絡場所その他を本部に報告し、本部からの参集指示があった場合、これを最優先として速やかに対応できるように、連絡態勢を常時確保しておくとともに、本部より情報の提供を受ける。</p> <p>イ 本部員は、あらゆる手段（緊急告知ラジオ等）により、地域活動等を通じて、被災地及び避難所等での災害情報の入手に積極的に努め、それを本部に報告する。またその真偽について慎重に判断するように努める。</p> <p>ウ 本部員は、本部からの参集指示があるまでは、地域の一員として、市民の安全確保と応急対応など、被災地及び避難所等地域における諸活動に積極的に従事・協力する。</p> <p>エ 本部員は、本部が設置されたときは、上記に関わらず本部員として<u>本部</u>の指示に従う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(6) 市対策本部との関係</p> <p>議員は、市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言並びに災害に関する問い合わせについては、本部を通じて行うものとし、市対策本部に直接連絡しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |

| 見直し案 | 現行 |
|--|--|
| <p data-bbox="145 295 369 327">4 発災時の対応</p> <p data-bbox="145 343 1108 470">本BCPを適用する災害が発生した際の各段階における議会、議員及び議会事務局は、別添「発災時の議会行動マニュアル <u>(地震編)</u>」に基づいて、適切に対応するものとする。</p> <p data-bbox="593 534 660 566">(略)</p> | <p data-bbox="1137 295 1361 327">4 発災時の対応</p> <p data-bbox="1137 343 2101 470">本BCPを適用する災害が発生した際の各段階における議会、議員及び議会事務局は、別添「発災時の議会行動マニュアル」に基づいて、適切に対応するものとする。</p> <p data-bbox="1601 534 1668 566">(略)</p> |

発災時の議会行動マニュアルの見直し（新旧対照表）

| 見直し案 | | | | 現行 | | | |
|----------------------------|--|--|---|-----------------------|---|---|---|
| ■発災時の議会行動マニュアル（地震編） | | | | ■発災時の議会行動マニュアル | | | |
| 会議中 | | | | 会議中 | | | |
| 議場（議会棟）が使用不能 | | | | 議場（議会棟）が使用不能 | | | |
| | 議会の動き | 議員の動き | 議会事務局の動き | | 議会の動き | 議員の動き | 議会事務局の動き |
| 発災当日 ～ 当日3時間 | 【発災直後】 ①地震⇒「 <u>自身の命を守る行動をとる</u> 」 ②暫時休憩を宣告 ③緊急避難（六湛寺公園等） ④六湛寺公園等に移動（禁足） ⇒市対策本部設置のため待機 | ① <u>自身の命を守る行動をとる</u> （必要に応じて人命救助に当たる） ②緊急避難（六湛寺公園等）し、その場で待機 | 【発災直後】 ・けが人発生⇒応急措置、119番 ・傍聴人等の避難誘導 ・備蓄品、必要物品の持ち出し（可能な場合） ○六湛寺公園等に移動し、議員・職員の安否確認・被災状況等の収集 | 発災当日 ～ 当日3時間 | 【発災直後】 ①地震⇒ <u>シェイクアウト</u> ②暫時休憩を宣告 ③緊急避難（六湛寺公園等） ④六湛寺公園に移動（禁足） ⇒市対策本部設置のため待機 | ① <u>シェイクアウト</u> ②緊急避難（六湛寺公園等）し、その場で待機 | 【発災直後】 ・けが人発生⇒応急措置、119番 ・傍聴人等の避難誘導 ・備蓄品、必要物品の持ち出し（可能な場合） ○六湛寺公園等に移動し、議員・職員の安否確認・被災状況等の収集 |
| （略） | | | | （略） | | | |

見直し案

現行

■発災時の議会行動マニュアル(地震編)

■発災時の議会行動マニュアル

| | 会議中 | | |
|--------------------|---|---|---|
| | 議場（議会棟）が使用可能 | | |
| | 議会の動き | 議員の動き | 議会事務局の動き |
| 発災当日 ～ 当日3時間 | 【発災直後】 ①地震⇒「 <u>自身の命を守る行動をとる</u> 」 ②暫時休憩を宣告 ③緊急対応 ④議員は控室待機（禁足） ※揺れが激しい場合は、六湛寺公園等に一時避難 | ① <u>自身の命を守る行動をとる</u> （必要に応じて人命救助に当たる） ②緊急避難（六湛寺公園等）。 ③議会棟の安全確認後、控室で待機 | 【発災直後】 ・けが人発生⇒応急措置、119番 ・傍聴人等の避難誘導 ○議会棟の被害状況を確認し、議員・職員の安否確認・被災状況等の収集。 |

(略)

| | 会議中 | | |
|--------------------|---|--|---|
| | 議場（議会棟）が使用可能 | | |
| | 議会の動き | 議員の動き | 議会事務局の動き |
| 発災当日 ～ 当日3時間 | 【発災直後】 ①地震⇒ <u>シェイクアウト</u> ②暫時休憩を宣告 ③緊急対応 ④議員は控室待機（禁足） ※揺れが激しい場合は、六湛寺公園等に一時避難 | ① <u>シェイクアウト</u> ②緊急避難（六湛寺公園等）。 ③議会棟の安全確認後、控室で待機 | 【発災直後】 ・けが人発生⇒応急措置、119番 ・傍聴人等の避難誘導 ○議会棟の被害状況を確認し、議員・職員の安否確認・被災状況等の収集。 |

(略)

| 見直し案 | 現行 |
|---|---|
| <p>備考</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【その他】</p> <p>○議員に配布しているタブレットを情報伝達手段として有効利用すること。</p> <p>○議員もしくは会派等としての政策提言は、必ず本部長に相談のうえ、対応を決めること。</p> <p>○発災時の議会行動マニュアル中、「会議中」とは、本会議、常任委員会等の開催中を想定しており、会議に出席している議員は会議中を参照し、会議に出席していない議員は、会議中以外を参照すること。</p> <p><u>○発災時の議会行動マニュアル中、「議場（議会棟）が使用不能」とは、次に掲げる事象のほか、議長が議場（議会棟）を使用できないと認めた場合とする。</u></p> <p><u>①議場の損壊により怪我人が発生した場合。</u></p> <p><u>②議会事務局執務室に損壊があった場合。</u></p> <p><u>③建築の専門技術者が、使用不可と診断した場合。</u></p> <p>○発災時の議会行動マニュアル中、「本部役員会議」とは、西宮市議会災害対策支援本部が開催する本部役員の出席する会議のことを指している。</p> <p><u>○「議場（議会棟）が使用不能」の場合における参集場所については、今後、仮の参集場所として、六湛寺公園他複数箇所を検討し、設定するものとする。</u></p> | <p>備考</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【その他】</p> <p>○議員に配布しているタブレットを情報伝達手段として有効利用すること。</p> <p>○議員もしくは会派等としての政策提言は、必ず本部長に相談のうえ、対応を決めること。</p> <p>○発災時の議会行動マニュアル中、「会議中」とは、本会議、常任委員会等の開催中を想定しており、会議に出席している議員は会議中を参照し、会議に出席していない議員は、会議中以外を参照すること。</p> <p>○発災時の議会行動マニュアル中、「本部役員会議」とは、西宮市議会災害対策支援本部が開催する本部役員の出席する会議のことを指している。</p> |